

豊平川水再生プラザほか屋外広告物点検業務仕様書

1 業務内容

札幌市屋外広告物安全管理指針及び札幌市屋外広告物条例に基づき、本市水再生プラザ等に設置されている屋外広告物の安全点検を実施し、点検結果報告書を作成する。

2 業務場所

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 豊平川水再生プラザ | 札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号 |
| (2) 厚別水再生プラザ | 札幌市厚別区厚別町山本645番地18ほか |
| (3) 定山溪水再生プラザ | 札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地 |
| (4) 東部水再生プラザ | 札幌市白石区東米里2172番地1 |
| (5) 新川水再生プラザ | 札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号 |
| (6) 手稲水再生プラザ | 札幌市手稲区手稲山口265番地8 |
| (7) 西部スラッジセンター | 札幌市手稲区手稲山口322番地 ほか |
| (8) 東部下水管理センター | 札幌市白石区本通20丁目北2番11号 |
| (9) 西部下水管理センター | 札幌市西区八軒9条西7丁目1番30号 |
- ※ 各業務場所での広告物の設置地点は、図面のとおり。

3 関係法令の遵守

点検は「屋外広告物法」、「札幌市屋外広告物条例」、「札幌市屋外広告物条例施行規則」その他関係法令を遵守し行うものとする。

4 点検内容

- (1) 広告物の材料の劣化、錆の発生等により構成部材が破損し、落下する恐れがないか点検を行うものとする。
- (2) 点検は、外観の目視点検だけでなく、内部腐食等の確認及び広告物の状態を正確に把握できる方法により行うものとする。なお、ボルト・ナット緩みの増締め等、発見時に補修できることはその場で補修することとする。また、錆付き等が見られるボルト・ナットなどの金具については、長さ、径などの形状を記録すること。
- (3) その他、札幌市屋外広告物条例第16条の2、札幌市屋外広告物条例施行規則第4条の2に基づき（点検を要しない広告物等については、準じて）安全管理上必要な事項について行うこと。
- (4) 点検結果については、指定様式で状況写真を添えた報告書を提出するものとする。

5 点検を実施する者の資格

札幌市屋外広告物条例及び同施行規則を遵守し、点検を実施する者（以下「点検者」という。）は以下の資格のいずれかをもつ者とし、点検者の資格を証する書類を点検前に業務主任に提出すること。

- (1) 屋外広告士
- (2) 広告美術仕上げ1級合格者
- (3) 屋外広告物講習会修了者かつ1・2級建築士
- (4) 屋外広告物講習会修了者かつ特種電気工事資格者（ネオン工事）
- (5) 屋外広告物講習会修了者かつ第1～3種電気主任技術者免状取得者
- (6) 屋外広告物講習会修了者かつ屋外広告物点検技能講習修了者

6 業務量

【点検対象屋外広告物】

No.	施設名	広告内容	設置状況	高さ	設置場所	数量
1	豊平川水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	敷地内	1
2	厚別水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
3	厚別水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
4	厚別水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	敷地内	1
5	定山溪水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
6	東部水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
7	新川水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	敷地内	1
8	手稲水再生プラザ	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
9	西部スラッジセンター	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
10	西部スラッジセンター	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
11	東部下水管理センター	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
12	東部下水管理センター	案内標識	ポール看板	約6m	公道上	1
13	西部下水管理センター	案内標識	ポール看板	約5m	敷地内	1
計						13

7 履行期限

業務期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

8 提出書類

- (1) 業務履行（着手）前までに
 - ア 業務代理人指定通知書 1部
- (2) 随時
 - ア 業務日程表

点検日程だけではなく、全点検の計画検討・作成、人員手配などの事前準備段階から、点検後の報告書作成・提出、完了までの全体的な日程を示すこと。点検予定日については、事前に業務担当職員（業務主任）に案を提出し、承認を得るものとする。

イ 従事者名簿

ウ 従事者作業資格者一覧表

エ 点検者等の資格を証する書類

オ 点検工程表

事前に業務担当職員（業務主任）に工程表案を提出し、承認を得るものとする。

カ 道路使用許可申請書（写）及び道路使用許可証（写）

(3) 完了時

ア 完了届 1部

イ 点検結果報告書（現状写真等を含む。） 各2部

注1： 写真は、点検地点が特定できる周囲の状況を含めたもの、不良等の位置それぞれを特定できるもの及び不良等の個所それぞれの状況を示すものを撮影すること。

注2： 写真は、撮影後に加工を施さないこと。

注3： 点検者の資格を記載すること。

※上記書類には所定の様式があるものがあるので、業務主任と打ち合わせることを。

9 検査及び支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合に全額請求することができる。

10 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

11 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

12 留意事項

- (1) 受託後、直ちに業務主任から業務説明を受けること。
- (2) 本業務は「札幌市屋外広告物安全管理指針」「札幌市屋外広告物条例」に基づき実施するものとするが、詳細については、業務主任と協議のうえ、実施すること。
- (3) 作業の開始及び終了時には、業務主任の確認を得ること。
- (4) 現場における履行管理は、各施設管理担当者が行うため、受託者は、点検日の業務報告を各施設管理担当者に行い、その報告内容を業務主任へ連絡すること。
- (5) 点検により発見された不良箇所等は、速やかに業務主任に報告すること。
- (6) 高所作業車を配置して点検を行う場合、通行者等の安全を確保するため、交通誘導警備員を配置すること。なお、市街地（人口集中地区（DID 地区）及びこれに準じる地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線（公安委員会認定路線）で作業を行う場合は、交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者（検定合格警備員）を 1 名以上配置することとし、検定合格警備員であることが確認できる資料を業務主任に提出すること。
- (7) 公道上での作業を行うために必要となる道路使用許可等の手続き及び事務については、受託者がすべて行うものとする。
なお、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。
- (8) その他詳細事項については、業務主任の指示によること。